

中小企業の皆さま！

「働き方改革」への対応はお済ですか？

良くわかる「働き方改革」
～皆さまのお悩みにお応えします～

本年4月から働き方改革関連法が順次施行されています。特に、来年4月からは、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることとなり、従業員の労務管理や36協定の届け出など、どうすればよいのかお悩みではありませんか。

本セミナーでは、働き方関連法の概要とその対応方法、各種支援施策などについて、3回シリーズでお届けします。また、セミナー終了後、個別相談会（先着順）も実施しますので、“魅力ある職場作り”に是非お役立てください。

<こんな企業様におススメ>

- 働き方改革関連法の内容を知りたい
- 事業主として必要となる対応策・支援策について知りたい

【日 時】 **第1回:令和元年10月24日(木) 18:00～20:30**

(内容) 労働時間法制の見直し

- ・時間外労働の上限規制：法律概要～事例紹介
- ・年5日の有給休暇の確実な取得：法律概要～事例紹介

第2回:令和元年11月20日(水) 18:00～20:30

(内容) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- ・パート有期労働法の概要（いわゆる同一労働同一賃金）
- ・派遣労働者受け入れ事業所が注意すべき事項

《両日とも セミナー：18:00～19:30 個別相談会：19:30～20:30(先着2社)》

※第3回は、令和元年12月16日(月) 18:00～ 各種支援事業の説明を

予定しています。詳細は、後日チラシ等でお知らせします。

【会 場】 クリエイション・コア東大阪 北館3階 309号室

(東大阪市荒本北1-4-17)

【講 師】 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター（大阪労働局委託）

社会保険労務士 原田篤浩氏(第1回目)、渡邊福恵氏(第2回目)

【参加対象】 ものづくり中小企業経営者、企業幹部、リーダー、人事担当者など

※各回の内容は違いますが、いずれか1回だけの参加も可能です。

【申 込】 下記URL又は裏面申込書をFAXしてください

URL：<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2019090048>

【主 催】 MOBIO (ものづくりビジネスセンターおおさか)、大阪労働局

申込書は裏面をご確認ください

【10月24日、11月20日 MOBIO-Café 申込書】

テーマ：「良くわかる「働き方改革」～皆さまのお悩みにお応えします～

FAX:06-6210-9504 大阪府ものづくり支援課 吉田 行

※HP：<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukid=2019090048> からもお申込みいただけます。

※いずれの日も、19:30より個別相談会(申込制・先着2社)を開催します。

⇒また、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター専門家による出張訪問相談も可能です。

※ご記入いただいた個人情報は、主催者間で共有するとともに、当日の受付・連絡、当日配付する参加者名簿(企業名・氏名・PR)作成等、本イベントの目的及び今後の調査並びにイベント情報の提供のために使用し、他の目的には使用しません。

※MOBIOは大阪府・(公財)大阪産業局・(株)コンベンションリンケージの3者で運営しています。

参加日 (参加される日を○で 囲んでください)	令和元年10月24日(木)		令和元年11月20日(水)	
参加者氏名 (フリガナ)			企業名 部署・役職	
所在地	(〒 -)		業種・業務内容	
電話番号	() -		E-mail	
FAX番号	() -		個別相談	10月24日 <input type="checkbox"/> 申し込む <input type="checkbox"/> 不要
				11月20日 <input type="checkbox"/> 申し込む <input type="checkbox"/> 不要
個別相談の内容 (相談内容を簡単に 記載ください)				

※氏名、企業名は、当日参加者へ配布します。

★「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」からの出張訪問相談：申し込む 不要
※申し込みいただきました企業様へは、後日、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターから連絡いたします。

●交通アクセス

▶電車をご利用の場合

- ・地下鉄中央線長田駅3番出口から北東に徒歩10分
- ・近鉄けいはんな線荒本駅1番出口から北西に徒歩5分

※専用駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。

●MAP

